

職員の処分等の公表について

本日、下記のとおり、公益通報に関する情報を漏えいさせた職員等に対する処分を行ったので、公表します。

記

1 事案の概要

令和4年1月24日（月）午前、くすり政策課職員が県内関係者の240者に事務連絡を行う際、誤って県への公益通報に関する電子メールを印刷した文書を事務連絡文書に混入させ、あわせてPDFファイル化し、一斉送信したものを。

2 処分内容

(1) 事案に関係した職員に対する処分

項目	内容
被処分者の所属	くすり政策課
被処分者の職位	主任
処分の内容	嚴重書面訓告
処分年月日	令和4年3月31日
処分理由	公益通報に関する情報をメール送信し、外部に漏えいさせた。

項目	内容
被処分者の所属	くすり政策課
被処分者の職位	主任
処分の内容	嚴重書面訓告
処分年月日	令和4年3月31日
処分理由	公益通報に関する情報（電子メール）を印刷し、これを確実に回収しなかった。

(2) 監督者に対する処分

項目	内容
被処分者の所属	くすり政策課
被処分者の職位	課長
処分の内容	嚴重書面訓告
処分年月日	令和4年3月31日
処分理由	・ 監督責任 ・ 公益通報処理に係る手続を定めず、適切な情報管理体制をとっていなかった。

項目	内容
被処分者の所属	くすり政策課
被処分者の職位	主幹
処分の内容	嚴重書面訓告
処分年月日	令和4年3月31日
処分理由	・ 監督責任 ・ 情報セキュリティ対策の指導が不十分であったことにより、公益通報に関する情報が外部に漏えいした。

項目	内容
被処分者の所属	厚生部
被処分者の職位	部長
処分の内容	嚴重口頭注意
処分年月日	令和4年3月31日
処分理由	くすり政策課で生じた事案の監督責任

項目	内容
被処分者の所属	厚生部
被処分者の職位	理事・厚生部次長
処分の内容	嚴重口頭注意
処分年月日	令和4年3月31日
処分理由	くすり政策課で生じた事案の監督責任

〔担当課〕 経営管理部 人事課

TEL 076-444-3162